

(仮訳)

ロシア連邦議会国家院（下院）
日付 2023年 6 月 13 日 17:55
No. 37924-8; 1.1

ロシア連邦政府

2023年 6 月 13 日

No. 3675-P13-MM

モスクワ

ロシア連邦議会
国家院（下院）

連邦法「超過利潤税について」草案
の提出について

ロシア連邦憲法第104条にしたがい、ロシア連邦政府は連邦法「超過利潤税について」草案をロシア連邦議会国家院（下院）に提出する。

- 添付文書：
1. 本連邦法案テキスト（12枚）
 2. 本連邦法案の解説（2枚）
 3. 本連邦法案の財政・経済的根拠（1枚）
 4. 本連邦法の採択にともなって失効認定、停止、改正または採択がなされるべき連邦法の一覧（1枚）
 5. 本連邦法の採択にともなって失効認定、停止、改正または採択がなされるべきロシア連邦大統領、ロシア連邦政府および連邦行政機関の法令の一覧（1枚）
 6. 本件を担当するロシア連邦政府公式代表の任命に関するロシア連邦政府指令（1枚）

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

連邦法
「超過利潤税について」

第1条 総則

本連邦法は、ロシア連邦税法典第12条第8項にしたがい、1回限りの税である超過利潤税（以下、「本税」）について定める。

第2条 本税の納税者

1. ロシアの組織、およびロシア連邦税法典第306条第2項が定義する常設駐在事務所を介してロシア連邦において自らの事業を行う外国の組織を、本税の納税者とみなす。本連邦法においては、ロシア連邦税法典第246条の2が定める手順にしたがって税法上のロシア連邦居住者と認められている外国の組織はロシアの組織と同一視される。

2. 2022年において本条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年におけるロシア連邦税法典第25条の1にもとづくその主要参加者であった組織（2022年12月31日時点でそのような連結納税者グループの参加者であったロシアの組織の場合のみ）を、本税の納税者とみなす。

3. 2022年において本条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年12月31日時点における参加者であったロシアの組織は、本条第2項に掲げる納税者が税の算定を行うために必要とする部分においてのみ、本税の納税者とみなす。

4. 次に掲げる者は納税者とみなさない：

1) 2022年12月31日時点で中小事業主体統一登記簿に記載されていた組織；

2) 2021年1月1日以降に設立されたロシアの組織。ただし、2021年1月1日以前に活動していた既存の組織の改編によって設立された組織をのぞく；

3) 2021年1月1日以降に常設駐在事務所を介したロシア連邦における自らの事業を開始した外国の組織；

4) ロシア連邦の法にしたがって自らに対して利用権が提供された鉱区において2022年中に炭化水素資源の採掘を行った組織；

5) ロシア連邦の法にしたがって自らに対して利用権が提供された鉱区において2022年中に石炭の採掘を行った組織；

6) 2022年12月31日時点で原油精製業務従事者登録証明書を有していた組織であって、ロシア連邦税法典第200条第27項にもとづく物品税控除額計算の際の係数 K_{demp} が2022年中に6期以上の物品税課税期間にわたってゼロでなかったもの；

7) 2022年において本項第4号および（または）第6号に掲げる組織が含まれていた連結納税者グループの、2022年における参加者であった組織；

8) 2022年12月31日時点で、原油精製業務従事者登録証明書ならびに本項第4号および（または）第6号

の要求事項に適合する組織に対する原油精製サービス提供にかかわる有効な契約を有していた組織；

9) 液化天然ガス生産事業に従事しており、かつ2022年12月31日以前（同日を含む）に、2006年7月18日付連邦法第117-FZ号「ガスの輸出について」第3条第1項の1第2号にもとづき独占的ガス輸出権行使ライセンスを根拠として少なくとも1ロットの液化天然ガスの輸出を行った組織；

10) 本項第4号および（または）第6号に掲げる組織に直接的に出資を行っており、かつそのような組織における出資比率が2022年12月31日時点で75パーセント以上であったロシアの組織；

11) 2018年1月1日から2022年12月31日まで（同日を含む）一貫して統一農業税の納税者であった組織。

5. 本連邦法において、「炭化水素資源」および「石炭」という概念は、ロシア連邦税法典第26章において用いられている意味でこれを用いる。

第3条 課税対象

1. 課税対象は納税者が得た超過利益とする。

2. 本条に別段の定めのないかぎり、2021年の利益および2022年の利益の算術平均値が2018年の利益および2019年の利益の算術平均値を上回った分をもって超過利益とする。

3. 本条第1項～第6項に別段の定めのないかぎり、本法において、それぞれの年の利益は、ロシア連邦税法典第283条の規定を考慮したうえでロシア連邦税法典第274条の規定にしたがって求めた当該年の組織の利益税課税ベースの総和として算定される。その際、ロシア連邦税法典第284条第1項の6、第1項の14、第3項、第4項、第4項の1、第4項の3、第4項の4および第5項が定める税率が適用される組織利益税課税ベース（複数）はこの計算に含めない。

4. 2022年において本連邦法第2条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年12月31日時点における参加者であった納税者のそれぞれの年の利益は、ロシア連邦税法典第278条の1にもとづく組織利益税課税ベースと、連結納税者グループの組織の利益税額算定にあたって計算に含めない組織利益税課税ベースとの総和として算定される。その際、ロシア連邦税法典第284条第1項の6、第1項の14、第3項、第4項、第4項の1、第4項の3、第4項の4および第5項が定める税率が適用される組織利益税課税ベースはこの計算に含めない。

5. 2022年において本連邦法第2条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年12月31日時点における参加者であった納税者は、2022年に当該の連結納税者グループの主要参加者であった納税者に、同人が本連邦法第4条にもとづいて課税ベースの算定を行うために必要となるデータを提出するものとする。

6. 投資の保護および奨励に関する協定の当事者である納税者の場合は、それぞれの年の利益の算定にあたり、投資の保護および奨励に関する協定の対象となっている投資プロジェクトの実施にかかわる事業から得られた組織の利益に対する利益税課税ベースは計算に含めない。

7. 合併という形での再編によって設立された組織の場合、当該の再編に先立つそれぞれの年の利益の算術平均値の算定は、新たに設立された組織をそれらの権利継承者とする複数の元の組織のデータにもとづいてこれを行う。

8. 分割という形での再編によって設立された組織の場合、当該の再編に先立つそれぞれの年の利益の算術平均値の算定は、新たに設立された複数の組織をその権利継承者とする元の組織のデータにもとづき、分割の際に定めた比率を用いてこれを行う。

9. 吸収という形で再編を行った組織の場合、当該の再編に先立つそれぞれの年の利益の算術平均値の算定は、吸収された組織のデータを計算に入れてこれを行う。

第4条 課税ベース

1. 本条に別段の定めのないかぎり、本連邦法第3条にしたがって算定した超過利益の金額をもって課税ベースとする。

2. 2022年において本連邦法第2条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年12月31日時点における参加者であった納税者の課税ベースは、2022年において当該納税者連結決算グループのロシア連邦税法典第25条の1にもとづき主要参加者であった納税者が、当該の連結納税者グループ全体としてこれを算定する。

3. 2021年の利益および2022年の利益の算術平均値が2018年の利益および2019年の利益の算術平均値以下であった場合、課税ベースはゼロとする。

4. 2021年の利益および2022年の利益の算術平均値が10億ルーブル以下であった場合、課税ベースはゼロとする。本項の規定は、2022年において本連邦法第2条第4項第4号および（または）第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年12月31日時点における参加者であった納税者の課税ベースを算定する際には適用しない。

5. 2022年において本連邦法第2条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2018年、2019年、2020年、2021年および（または）2022年における参加者であったが、2022年12月31日時点においては当該連結納税者グループの参加者ではなかった納税者、ならびに2022年において本連邦法第2条第4項第5号に掲げる組織が含まれていた連結納税者グループの参加者であった納税者の課税ベースは、本連邦法第3条第2項および第3項の規定を考慮したうえで本条第1項にしたがって算定する。

第5条 税率

税率は10パーセントとする。

第6条 税額算定手順

1. 税額は、本連邦法第4条にしたがって求めた課税ベースに相応の税率（百分率）を乗じて算定する。

2. 納税者は、本条第1項が定める手順にしたがって算定した税額から本条第3項～第6項が定める税控除の分を減額することができる。

3. 2023年10月1日から2023年11月30日（同日を含む）までの期間に連邦予算に納付した予定納税金額が税控除額となる。ただし、税控除額は、本条第1項が定める手順にしたがって算定した税額の2分の1を超えることはできない。

4. 納税者は、本条1項が定める手順にしたがって算定した税額から本条第3項～第6項が定める税控除の分を減額する権利を有することを証明するために、税務申告書と同時に、本条第3項に掲げる予定納税額を納付したことを立証する支払い書類の写し（単数または複数）を税務機関に提出するものとする。

5. 本条第3項に掲げる予定納税額であって納税者が事前に納付したものの全部または一部が当該の納税者（納税者の権利継承者）に返却（控除）された場合、税控除額はゼロとする。

6. 税額の算定は納税者自らが行う。

第7条 納税の期限および手順

1. 本税の納付は2024年1月28日までに行う。

2. 予定納税した金額は、本連邦法第6条第2項にしたがって算定した税の納付額の一部としてこれに繰り入れる。

3. 本税は連邦予算に対して納付する。

第8条 税務申告

1. 納税者は、本条第3項に別段の定めのないかぎり、2024年1月25日までを期限として、自らの所在地の税務機関に税務申告書を提出するものとする。

2. ロシア連邦税法典第83条によって大口納税者に分類されている納税者は、大口納税者としての登記地の税務機関に税務申告書を提出する。

3. 本連邦法第6条第1項にしたがって算定した税額がゼロであった納税者は、税務機関に対する税務申告書の提出を行わない。

第9条

本連邦法は、2024年1月1日をもって、ただしその公布の日から1カ月以上が経過した時点をもって発効する。

ロシア連邦大統領

連邦法「超過利潤税について」草案の 解説

連邦法「超過利潤税について」草案は、連邦予算歳入への増補を得ることを目的として起草された。

当法案が提案するのは、2021年の利益および2022年の利益の算術平均値が10億ルーブルを上回った組織に対して超過利潤税を設定することである。その際、2021年の利益および2022年の利益の算術平均値が2018年の利益および2019年の利益の算術平均値を上回った分を課税ベースとし、税率は10パーセントとする。ただし、2023年に一定の金額（予定納税額）を連邦予算に実際に納付した場合、実際の税額は税率5パーセントとして計算した金額とすることができ、このようにして納付した金額分は超過利潤税の納付額の一部としてこれに繰り入れられる。また、超過利潤税は連邦予算にのみ納付するものとし、1回限りの税となる。

本法案はまた、一連のカテゴリーの組織を超過利潤税の納税者から除外することも定めている。

本法案の規定は、2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約の規定およびその他のロシア連邦の国際条約の規定と矛盾するものではない。

この連邦法の施行は、ロシア連邦の何らかの国家プログラムの目標達成に影響を及ぼすものではない。

同様の内容の連邦法案として、現在、ロシア連邦議会両院において審議中のものは存在しない。

本法案には、組織活動およびその他の経済活動に関連する要求事項であって、その遵守状況の評価が、国家監視（監督）、公共監視、行政法上の責任の追及、ライセンスおよびその他の許可の供与、認可、製品適合性評価、ならびにその他の形態の評価および監査の枠組みで行われるものは含まれていない。

連邦法「超過利潤税について」草案の
財政・経済的根拠

連邦法「超過利潤税について」の採択および施行により、連邦予算の追加的歳入として3,000億ルーブルがもたらされる。

連邦法「超過利潤税について」の採択にともなって失効認定、停止、改正または採択がなされるべき
ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府および連邦行政機関の法令の
一覧

連邦法「超過利潤税について」の採択によって、ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府の法令の失効認定、停止、改正または採択が必要となることはない。

連邦法「超過利潤税について」の採択によって、次に掲げる法令の採択が必要となる。

連邦税務庁令「超過利潤税申告書書式、その記入方法、および超過利潤税電子申告書提出フォーマットの承認について」。

作成期限 — 2023年9月30日。

作成を担当する連邦行政機関 — 連邦税務庁。

連邦法「超過利潤税について」の採択にもなって
失効認定、停止、改正または採択がなされるべき連邦法の
一覧

連邦法「超過利潤税について」の採択によって他の連邦法の失効認定、停止、改正が必要となることはない。

ただし、連邦法「超過利潤税について」の採択にともない、連邦法「ロシア連邦予算法典第50条の改正について」の採択がなされる。

ロシア連邦政府

指令

2023年6月13日付第1551-r号

モスクワ

1. 連邦法「超過利潤税について」草案をロシア連邦議会国家院（下院）に提出する。
2. ロシア連邦財務次官であるサザノフ、アレクセイ・ヴァレリエヴィチを、連邦法「超過利潤税について」草案のロシア連邦議会両院における審議にあたってのロシア連邦政府公式代表に任命する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン